

盛岡市社会福祉事業団次世代育成行動推進計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで

2 内 容

目標 1 育児休業等を取得しやすい環境の整備を図る。

〈対策〉

- ・ 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等について、職場の意識改革を管理職が率先して行い、育児休業等に関する制度の周知を図ります。また特にも男性職員が育児休暇・休業を取得しやすい職場の雰囲気づくりにより一層努めます。
希望した職員 100%の取得を目指します。

目標 2 育児休業期間中の代替要員を確保する。

〈対策〉

- ・ 正規職員、非正規職員にかかわらず各所属内の人員配置によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難な時は、適切な代替要員等の配置に努め、安心して休業できるよう努めます。

目標 3 短時間勤務制度の実施により労働者が子育てのための時間を確保できるような体制作りを図る。

〈対策〉

- ・ 養育する者は育児短時間勤務の適用を受けることができることとされており、制度について周知を図り、周りの職員が十分にサポートできる体制を整えます。

目標 4 子供の看護のための休暇の取得についての措置を実施する。

〈対策〉

- ・ 子供の看護のための休暇の取得を小学校修了までに拡大しているが、各職員への十分な情報提供を行い、休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。

目標 5 事務改善による業務の縮減及び超過勤務の縮減を図る。

〈対策〉

- ・ 定時退勤日（毎週水曜日）に注意喚起を今まで以上に図り、管理職が率先して実行するように努める。
- ・ 定時退勤できない職員の多い職場へは、管理職等への指導徹底を図ります。
- ・ 事務の簡素化を促進し効率的な事務遂行を図るよう、定期的に見直しを行っていきます。
- ・ 子育て中の職員に対し、勤務時間における業務について、適切な配慮を行います。

目標 6 育児への様々なサポート体制の充実を図る。

〈対策〉

- ・ 職員互助会事業において被扶養の子供への通院費の助成を行います。

目標 7 有給休暇を取得しやすい環境づくりを行う。

〈対策〉

- ・ 子供の学校関係や家族の行事など、必要に応じて職員全員が交互に休暇をとるなど有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。

各職員年間 5 日の有給休暇と夏季休暇付与日数の取得を目指すよう、周知し、毎年の継続を目指します。

別 紙

◎子供の看護休暇（目標 4 関係）

対象 小学校修了まで

日数 一の年において 5 日（その養育する小学校終了までの子が 2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内の期間

◎子供の通院費の助成（目標 6 関係）

対象 健康保険の被扶養者である子

助成額 通院費から 3,000 円を控除した額

<参考> 盛岡市社会福祉事業団職員互助会規程

（医療費補助事業）

第 12 条 会員及び子（健康保険による被扶養者）が、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条ノ 3 第 1 項に掲げる保険医療機関又は保険薬局から療養を受けたとき、その療養費の一部を補助する。

2 療養費の補助は、その者が療養に要した費用の領収証を互助会に提出し、互助会は、健康保険法に定める高額療養費受給範囲までの額を限度として、自己負担した額から 3,000 円を差し引いた額を補助する。

3 療養に要した費用とは、健康保険法に規定する医療費とする。